

秋田市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年1月6日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
有限会社 ケアサー ビスおち あい	デイサービ スかんと う	秋田市檜山川口 境11番17号	令和5年1月1日	認知症対応 型通所介 護、介護予 防認知症対 応型通所介 護